

議案第43号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第8号

専 決 処 分 書

大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第39条第1項中「法第115条の46条第1項」を「法第115条の46第1項」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第61条第1項各号列記以外の部分中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「) ) の事業」を「) の事業」に改める。

第210条第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号後段中「法第5条の2」の次に「第1項」を加える。

第211条第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

(大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」の次に「第1項」を加える。

(大田原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大田原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成24年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(申請者の資格)

第3条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅

介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とし、法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。